

未公開株の勧誘には ご注意ください!

日本証券業協会
平成 21 年 7 月

最近、未公開株の購入の勧誘や販売について、「上場が間近」、「値上がり確実」、「特別縁故株の御案内」及び「今回が最後」などの金融商品取引業者（証券会社）ではない業者による詐欺的な勧誘行為が行われているなどトラブルにつながるケースが増加しており、日本証券業協会の証券あっせん・相談センター等への相談が急速に増えております。

投資者のみなさまにおきましては、未公開株の購入の勧誘や販売には十分注意していただき、以下の点を参考に対応することをお勧めします。

【未公開株の勧誘や販売は…】

相談事例

証券会社ではない業者から未公開株式の勧誘を受けているが、このような業者を信用して購入しても大丈夫だろうか。

チェックポイント



1. 金融商品取引法では、未公開株などの有価証券の売買を業として行うことができるのは、第一種金融商品取引業を営む者として登録を受けている金融商品取引業者（第29条）に限られています。

（注）登録金融商品取引業者（証券会社）については、金融庁のホームページ中の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」において参照できます。

2. 未公開株の売買などの有価証券取引に係る投資勧誘は、金融商品取引業者（証券会社）以外にも金融商品仲介業者及び登録金融機関も行えることになっておりますが、日本証券業協会の規則により、未公開株を投資勧誘することについては、原則禁止*されております。

* グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄（日本証券業協会の規則により、一定の情報開示を行う等の要件を満たしている場合）を除きます。
・グリーンシート銘柄一覧 <http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/kaisya/gaiyou.html>
・フェニックス銘柄一覧 <http://market.jsda.or.jp/html/phoenix/kaisya/gaiyou.html>



金融商品取引業者（証券会社）以外の者からの勧誘や販売は違法行為の可能性が大了。



今が買い時ですよ!

確かに良さそうな銘柄だけどあの業者を信用して大丈夫かしら…



【未公開株を電話やダイレクトメール等により勧誘されたときは…】

相談事例

一流の企業の未公開株が近々上場するので、必ず儲かるから購入しないかと電話で勧誘を受けた。どういう点に注意したらよいか。

チェックポイント



1. 勧誘してきた相手(会社又は個人)について

- ・ 勧誘してきた会社は本当に実在しているかどうか。
- ・ 法律上、株券の売買の業を行うことができる会社として、金融庁から「第一種金融商品取引業の登録」を受けているかどうか。
- ・ 個人から話を持ちかけられた場合、その勧誘してきた相手は信頼できるかどうか。
- ・ 相談の中には、同一の住所であるにもかかわらず複数の社名を用いて勧誘するといった不審なケースもあります。

2. 勧誘対象の未公開会社について

- ・ 実在し、事業を行っているかどうか。事業を行っている場合は、株式の公開予定について、当該未公開会社に照会する方法やウェブサイト等により確認する。
- ・ 勧誘してきた会社と当該未公開会社が共謀して詐欺行為を行うこともあることを想定して確認する。

(注) 勧誘してきた会社又は勧誘対象の未公開会社が実在しているかどうかについては、法務局の商業登記簿の閲覧により確認することができます。

3. 株券の確認について

- ・ 株券の交付は適切に行われるのかどうか。
株券の購入代金を支払う前に、当該株券が本物かどうかや正しく交付されるのかどうかを当該未公開会社などに確認することが重要です。
購入代金を支払う前に、上場予定の有無を確認のうえ、慎重に判断してください。
- ・ 譲渡制限がついているかどうか。

(注) 大部分の未公開株は譲渡制限が設けられています。その場合、当該未公開会社の取締役会で承認されない限り、取得しても名義変更ができず株主として認められません。
譲渡制限がついているか否かについては当該未公開会社に確認してください。

4. 購入価格の適正性について

- ・ 法外な価格ではないかどうか。
未公開株の価格の算定については、上場後の相場形成を待たなければ、現実にはいくらで売れるのかはわかりません。価格の適正性について、法外な価格を提示されることがありますので、「上場後、2倍3倍になる」といった言葉に惑わされず、当該未公開会社への照会等により判断するなどして十分に注意してください。

(注) 新規公開株の公開価格は、金融商品取引業者(証券会社)及び発行会社が投資家の需要等を勘案し、協議・決定することとなっております。このときに初めて正式な価格が決定するため、それ以前に業者等から提示された金額について適正な価格かどうか、慎重に判断すべきです。

少しでも不審に思った場合は、
購入を見合わせることをお勧めします。



【もし未公開株を購入してしまったときは…】

相談事例

「上場後は1株80万円に値上がり確実」とのことで未公開株式を1株35万円で購入し、株券が送られてきたが、いまだ上場されない。

チェックポイント



1. 上記で説明したように、まずは発行会社に上場予定があるかどうかを確認します。相談に寄せられた事案のほとんどの場合が上場予定はありませんでした。
なお、金融商品取引所において上場が承認されますと各金融商品取引所のホームページで公表されます。
2. 購入した株券が本物かどうかを確認する必要があります。
 - ・業者から株券を受け取り、その株券を発行している当該発行会社又は当該株式事務を委託されている信託銀行等に本物かどうかの確認を依頼する。
 - 偽者である場合は、詐欺に当たりますので「警察」に相談してください。

相談事例

未公開株式を47万円で1株購入する売買契約を締結したが、説明と異なり上場予定はないようなので、購入代金を支払う前にキャンセルを申し出たところ、「キャンセル料として半額払ってもらう。」と言われた。

チェックポイント



正当な理由が無く、不当なキャンセル料の要求があった場合やキャンセル・返金に応じないなどの場合は、直ちに「警察」・「弁護士」などに相談してください。

相談事例

未公開株式の売買契約を締結したため600万円を支払ったが、株券が送られてくる前にその販売業者と連絡が取れなくなった。

チェックポイント



代金を支払ったが、株券が送られてこないというケースや勧誘してきた相手と連絡が取れなくなるといったケースが多数ありますので、十分に注意してください。

こういったトラブルでの相談につきましては、「警察」・「弁護士」・「消費生活総合センター」などに相談・照会等をしていただくことが適当と思われます。



お金を振り込む前に
よくご確認ください。

投資勧誘について
疑問が生じた場合などにつきましては、
下記にご相談ください。



■金融庁

『未公開株購入の勧誘にご注意!』

電話相談は、0570-016811（金融サービス利用者相談室）

■警視庁 ※IP電話・PHSからは 03-5251-6811

<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>

電話相談は、03-3501-0110

又は全国共通ダイヤル「#9110」番

■日本弁護士連合会

http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/bar_association.html

電話相談は、各地の法律相談センターへ

■東京都消費生活総合センター

『本当に上場されるの? 「あやしい未公開株」勧誘にご注意!!』

電話相談は、03-3235-1155

又は東京都以外は各地の消費者センター

■日本証券業協会

<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>

電話相談は、0120-25-7900（証券あっせん・相談センター）